【機密性１情報】

デジタル庁におけるデジタル人材確保・育成計画（概要）

はじめに

政府は、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和７年６月 13 日閣議決定）に基づき、世界水準のデジタル社会を実現すべく、迅速かつ重点的に必要な施策を実施することとしている。その着実な実行に向け、デジタル庁では、制度・業務・システムを一体として捉えた「三位一体」のデジタル改革を推進するとともに、AI が実装段階に入るといった情勢変化等も踏まえ、デジタル化のメリットを実感できる分野を着実に増やしていくための重点的な取組を推進していく必要がある。

また、デジタル庁では、従来の行政機関でのシステム開発における課題であったベンダー依存や、利便性が高いとは言い難い独自仕様で標準化や業務見直しがされていないシステムの開発を脱却し、国民を中心としたユーザーに対して価値あるサービスを提供するため、より広範な技術を活用して、ガバメントクラウドや ID 認証基盤など共通の機能を整備・運用することが求められている。

これらの負託に応えるべく、デジタル庁は、情報通信技術の急速な発展や行政需要の変化に対応しながら、社会全体のデジタルトランスフォーメーション(DX)を進めていく司令塔として、また、共通機能を提供する各種基盤等の整備・運用主体として、デジタル庁採用職員（新卒、中途採用職員）を確保・育成し、他省庁及び自治体からの出向者を確保することに加え、民間企業等における業務経験等に基づきデジタルに関する高度な専門性を有する人材を多数確保し、こうした様々な知識・経験・能力を持つ職員が力を合わせることでデジタル知見を要する難易度の高い様々な課題を解決することができる組織運営を目指している。

こうしたデジタル庁の言わば特殊な役割を発揮するために必要な人材を確保・育成していくため、以下のとおり「デジタル庁におけるデジタル人材確保・育成計画」として策定する。

デジタル庁では、本計画の着実な実施に向けて取り組むものとし、必要に応じて、適切かつ柔軟に本計画の見直しを行っていくこととする。

１．体制の整備と人材の拡充

デジタル庁では、政策ニーズの変化や技術革新等に柔軟に対応するため統括官制度を採用しており、同制度の下、デジタル政策に対するニーズの拡大に応じて、必要な機構・定員要求を行う。

また、デジタル庁における人材の確保については、令和３年９月１日の発足以来、従来の他省庁の前例にとらわれない官民融合型の組織として機能を発揮すべく、行政人材の確保・育成に加えて、即戦力となる高度な専門知識を有する人材を、特定任期付等の常勤職員として採用しているほか、非常勤職員として積極的に多数確保してきている。「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和６年６月 21 日閣議決定）において、「当面は、1,500 人規模の組織とすることを一つの目安とし、継続的に必要な体制整備を行う」とされ、令和７年７月１日現在で官民合わせて 1,160 人規模まで体制整備が進んでいるところ、引き続き、当面は 1,500 人規模の組織とすることを目安に体制を整備していくこととする。

２．有為な人材の確保

(1) デジタル庁採用職員

デジタル庁は、他省庁と異なり、デジタル関係の政策・施策を推進すること自体を役割としているところ、国家公務員採用総合職試験デジタル区分や一般職試験デジタル・電気・電子区分の合格者はもとより、デジタル庁採用職員の全てが基本的なデジタルに関する素養を身に付けておくべきとの観点から、全てのデジタル庁採用職員が政府デジタル人材候補である。その上で、より高度な専門性の獲得が期待されるデジタル区分やデジタル・電気・電子区分の合格者について、毎年度新卒採用において一定の採用数を確保していくことを目指し、かつこれらの職員を庁内のシステム開発プロジェクト等に従事させ、主に OJT を通じて、政府デジタル人材としての育成を図っていく。中途採用においても、デジタル分野に関係する業務経験、専門的知識、保有する資格等を確認しつつ、適材適所への配属を進める。

(2) 他省庁、自治体からの出向行政職員

デジタルに関心の強い他省庁、自治体の職員を出向等の形で受け入れ、当該他省庁や自治体が所管する制度や推進する業務と関係の深いデジタル関係のプロジェクトに従事させることで、制度・業務と一体となったデジタル化を推進する。出向等の受入れに当たっては、出向元省庁等の要望を踏まえ、上記目標の実現につながるようマッチングの精度を高めていく。

(3) 外部の高度専門人材

社会全体のデジタルトランスフォーメーション(DX)を進めていく司令塔として、また、共通機能を提供する各種基盤等の整備・運用主体として求められるデジタル庁の特別な役割を果たすため、デジタル庁においては、特定任期付等による常勤職員の採用に加えて、非常勤職員制度を用いて、デジタル分野において求められる専門能力を細分化して

ジョブディスクリプションを明らかにしながら、それぞれの分野の専門家の採用を進めている。

３．政府デジタル人材育成支援プログラム

(1) 研修

デジタル庁採用職員を中心とし、その他、他省庁や自治体から出向している行政職員や民間出身の職員が、短期及び中長期において求められるスキルを体系的に習得することを促進する観点から、以下のとおり、各種研修の受講を計画する。

《現在実施中の研修》

〇情報システム統一研修（デジタル庁が主催する研修）

・研修内容：IT やサイバーセキュリティのリテラシーやスキル向上を目的としたプログラム

・受講対象者：主にデジタル庁採用職員、他省庁出向者

※民間人材に対しても、デジタル社会推進の取組や調達のルールなど、デジタル庁職員として働く上で役立つ知識を得られる研修コースを選定・周知し、受講推奨している。

・実施時期：四半期ごと

・実施方法：集合研修及び e ラーニング

情報システム統一研修受講者数の目標（各コース修了認定者の延べ人数）

レベル	A-1	A-2	B-1	B-2	B-3	B-4	C
人数	30 名程度	55 名程度	10 名程度	10 名程度	５名程度	５名程度	10 名程度

〇資格試験対策講座（デジタル庁が主催する研修）

・研修内容：政府デジタル人材のスキル認定を目的としたプログラム

・受講対象者：主にデジタル庁採用職員、他省庁出向者

・実施時期：随時（試験区分により異なるが、四半期ごとの募集）

・実施方法：通信講座/e-ラーニング

資格試験対策講座の受講者数の目標

講座名	人数
基本情報技術者試験対策講座(ITSS レベル 2)	50 名程度
応用情報技術者試験対策講座(ITSS レベル 3)	15 名程度

高度試験及び情報処理安全確保支援士試験対策講座(ITSSレベル4)	30名程度

〇NCO（旧NISC）が主催する研修

・情報セキュリティマネジメント試験対策講座　　１名程度
・情報処理安全確保支援士試験対策講座　　13名程度
・CISSP講座　　２名程度
・NCO　（旧NISC）勉強会　　14名程度
・インシデントハンドリング研修　　９名程度

〇資格試験等の目標合格者数・修了者数

・ITSSレベル2	基本情報技術者試験	40名
	情報セキュリティマネジメント試験	１名
・ITSSレベル3	応用情報技術者試験	10名
・ITSSレベル4	情報処理安全確保支援士試験	15名
	その他IPAが実施している高度試験	15名
	CISSP	２名
	実践的サイバー防御演習（CYDER）B-2コース	２名

(2) 出向等

デジタル庁は、他省庁とは異なり、デジタル関係の政策・施策を推進すること自体を役割としている。このため、デジタル庁採用の常勤職員については、庁内の専門人材（非常勤職員）とともに庁内業務に従事することを通じて、デジタル関係のスキルを身に付けていくことを想定している。他方で、将来的には、デジタル庁内部における実務や研修のみで会得できない知識、スキルを補完することが必要となることも想定されることから、今後、国内外の大学院等への研修派遣、自治体や民間企業への出向、海外関係機関への派遣等についても検討を進める。

(3) 政府デジタル人材のスキル認定

【令和７年度スキル認定】

・実数95名

（内訳）係員40名程度、係長30名程度、課長補佐20名程度（プロジェクト担当、サイバーセキュリティ担当の計）、課室長５名程度

【令和８年度以降】

引き続き、スキル認定基準の見直しにより令和７年度末で認定の失効が見込まれる者も含め、積極的な研修受講・資格取得を推奨することなどにより、スキル認定者の安定的な確保に努めるものとする。

また、スキル認定を取得し、庁内で専門性の高い業務・困難な業務等に携わる政府デジタル人材に対する適切な処遇の確保のため、俸給の調整額適用官職の増加を目指す。

４．人事ルート例（キャリアパスのイメージ）

(1) 全体的なキャリアパス像

デジタル庁は、他省庁とは異なり、デジタル関係の政策・施策を推進すること自体を役割としている。このため、デジタル庁採用の常勤職員については、庁内で業務に従事することでデジタル関係の業務経験を積み、知識・能力を習得していくことを想定している。デジタル庁においては、専門性を高めるべく、「政策デザイン」「リーガル」「テック」「組織設計」の４つのキャリアコースを設計し、職員の自発的なキャリア形成を促している。新卒・中途採用職員の入庁当初においては様々な業務を経験させ、本人の適性も踏まえながら、自発的キャリア形成を促進していく。

(2) キャリアパスに含めることが想定される部署と役職

デジタル庁においては、いわゆる官房業務を除く全ての部署と役職が、情報システムやサイバーセキュリティ対策等のデジタルに関する部署や役職として想定される。

５．幹部職員を含む一般職員のリテラシー向上

デジタル庁では、情報システムやサイバーセキュリティ対策等のデジタルに携わっているかどうかに関わらず、全職員に対して以下のようなリテラシー向上施策を実施する。

- 情報セキュリティ研修
  - ・研修内容：情報セキュリティの重要性、インシデント発生時の報告手順や不審メールへの対応方法等
  - ・受講対象者：全職員
  - ・受講予定者数：1000 名以上
  - ・実施時期：随時
  - ・実施方法：オンライン講義

- 個人情報保護研修
  - ・研修内容：個人情報の制度・取組、個人情報保護の重要性と適切な取り扱い
  - ・受講対象者：全職員
  - ・受講予定者数：1000 名以上

・実施時期：随時
・実施方法：オンライン

- チャット等のデジタルコミュニケーションツールの活用に関する研修
  ・研修内容：チャットツールの機能や効果的な活用方法について理解する
  ・受講対象者：全職員（カリキュラムに関心のある者）
  ・受講予定者数：各回数 10 名
  ・実施時期：随時
  ・実施方法：オンライン講義

- デジタル庁生成 AI ツールの活用に関する研修
  ・研修内容：デジタル庁生成 AI ツールの活用方法と活用事例について等
  ・受講対象者：全職員（カリキュラムに関心のある者）
  ・受講予定者数：各回数 10 名
  ・実施時期：随時
  ・実施方法：オンライン講義

- セキュリティ・バイ・デザイン研修（ビジネス・リスクオーナー向け）
  ・研修内容：自身が責任を有するビジネスに不可欠なシステムをセキュリティインシデントから守るために、システム開発の全工程において必要な手法等を身に付ける
  ・受講対象者：幹部および担務群リーダー職員
  ・受講予定者数：毎年 30 名程度
  ・実施時期：毎年１回（適宜）（２時間のコース）
  ・実施方法：対面講義

- セキュリティ・バイ・デザイン研修（システム管理者向け）
  ・研修内容：システム開発の全工程において、セキュリティリスクについて評価分析・検討・対応するために必要な手法等を身に付ける
  ・受講対象者：各システム担当者
  ・受講予定者数：毎年 30 名程度
  ・実施時期：毎年１回（適宜）（２時間×２日間のコース）
  ・実施方法：対面＋オンライン講義

- サービスデザイン研修
  ・研修内容：国民目線の UI・UX 改善に資するデジタルデザインの基礎的知識
  ・受講対象者：新規入庁者を中心にカリキュラムに関心のある者
  ・受講予定者数：毎年 20 名程度

・実施時期：毎年１回（適宜）（１日間のコース）
・実施方法：対面講義（オンライン参加含む）

- デジタルアーキテクチャ研修
  ・研修内容：DX 推進を牽引する職員育成に資するアーキテクチャの基礎的知識
  ・受講対象者：新規入庁者を中心にカリキュラムに関心のある者
  ・受講予定者数：毎年 20 名程度
  ・実施時期：毎年１回（適宜）（１日間のコース）
  ・実施方法：対面講義　（オンライン参加含む）

以　　上